

【実施要領】平成24年度外務省本省インターンシップ

1. 趣旨

民間企業を中心としてインターンシップが広く社会に普及しており、当省に対してもインターン受け入れの要望が寄せられている状況を踏まえ、大学生の授業の一環として、国際的業務に従事することを希望する学生に対し実践的な就業経験の機会を提供するため、当省と大学との間の明確な合意の下、統一的な基準に基づいて本省の課室にインターン(実習生)を受け入れるものである。

2. 目的

- (1) 外交及び国際関係業務に携わる人材の裾野を拡大し、我が国の外交実施基盤の強化に資する。
- (2) 外務省の業務及び日本外交について国民の理解を深める。
- (3) 人的交流を通じて大学等との連携強化に寄与する。
- (4) 次世代を担う学生に対して就業体験を通じて進路選択の材料を提供するとともに、外交政策に民間・学生の意見を反映させる機会とする。

3. 実施の要件

- (1) 実習生は、実習期間中、外務本省の課室に配置され、明確なテーマをもって、継続的に実習活動に従事する(一般的な補助業務に従事することを目的とするものではない。)
- (2) 実習生の守秘義務については、派遣元の大学との覚書及び実習生本人の誓約書にて一応確保することとするが、国家公務員法上の守秘義務が課せられるわけではない。この点を十分勘案し、以下についてご留意ありたい。
 - ① 今回より、「平」だけでなく、「取扱注意」の情報についても取り扱えることとする。ただし、「秘」以上の情報については一切取り扱わせないよう十分注意する。
 - ② クローズド LAN 及びオープン LAN でのメールの使用及び「クローズド LAN オープン LAN データ受渡」システムへのアクセスを認める。
 - ③ 共有ドライブ(X,Y,Z)へのアクセスは認めない。
 - ④ 電信システムへのアクセスは認めず、公電は情報公開形式で印刷されたものを紙で配布することとする。
 - ⑤ 実習生が故意に秘密を取得したり、漏えいする等の行為があった場合には、直ちに実習を中止するとともに、次年度において当該実習生を推薦した大学からの受け入れを中止することも含め、厳しい措置をとることを検討する。
- (3) 外務省は実習生に対し、インターン実施に要する経費(交通費、食費、宿泊費等)及

び労働の対価等は一切支給しない。

- (4) 実習生の派遣元である大学等において選考を行う場合であっても、実習生受入れの可否については、外務省(人事課)における審査を実施の上、決定する。
- (5) インターン実施に際しては、外務省において実習生を受け入れる課室が実習生本人と面談の上、実習計画に基づいて行うものとする。
- (6) 実習生を受け入れる課室においては、実習生に対する指導、監督及び助言のための体制を十分に整えるとともに、秘文書が実習生の目に触れたり、秘密事項が耳に入らないよう、受入れ課室の秘密保全体制を厳格に整えるものとする。

4. 対象者

- (1) 本邦に在籍し、日本国籍を有する学部生及び大学院生
- (2) 海外の大学に在籍し、日本国籍を有するもの

5. 実習生の募集(本邦の大学の場合)

- (1) 実習生の募集は、大学を通じて行うこととし、各大学は外務省ホームページに掲載されたインターン募集の案内に従い、所定の手続きを行う。
- (2) 大学は外務省に実習生を推薦するが、実習生の選考は外務省が行う。

6. 覚書の締結と実施計画の作成

- (1) 本インターンシップの実施に先立ち、実習生の所属大学(学部/学科)の長と外務省(人事課)との間で覚書を作成する。
- (2) 覚書は、実習の目的、実習期間及び時間、実習内容、実習条件の変更、実習の経費、守秘義務、実習の中止等について定める。
- (3) 実習期間については、時期は7月23日(月)から9月21日(金)までの間とし、期間は2週間を下限として各課で適宜決める。ただし、期間の延長は認めない。また、実習時間は、原則として受入課室の勤務時間とする。(実際の実習期間については、受け入れ学生の決定後、各課室が大学側と直接相談の上決定する。なお、当初実施計画に定めていた日程に変更が生じた場合は、速やかに人事課に通報すること。)

7. 誓約書の取付け

- (1) 実習生の所属大学は、予め本インターンシップに参加しようとする実習生から誓約書を取付け、事前に外務省(人事課)に提出する。
- (2) 誓約書は、実習期間、実習時間、実習場所、サービス、守秘義務、資料の帰属、実習に要する経費の自己負担、賠償義務、報告書の提出及び実習の中止等について定める。

8. 損害賠償等

- (1) 故意又は重大な過失により外務省に金銭的又は物的損害を与え、その損害の一部又は全部について賠償を求められた場合は、実習生はこれに応じなければならない。
- (2) 実習生は、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険又はその他の障害保険に加入しなければならない。実習中の事故により実習生が傷害を負った場合は、学生の加入する災害障害保険等により対応する。

(了)